



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南穂高774-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

豊倉商事株式会社

松本市笹部2-2-22

望月 伸泰

安曇野市豊科南穂高805-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事(株)	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドース	東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事(株)	赤羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(有)フルールあづさ	古幡 宣嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓(株)	小林 和幸	安曇野市豊科4476
(有)なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
(株)プラザクリエイトアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事(株)	赤羽 浩太郎	松本市笠部2-2-22
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
(有)フルールあづさ	古幡 宣嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓(株)	小林 和幸	安曇野市豊科4476
(有)なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
(株)プラザクリエイトアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事(株)	赤羽 浩太郎	松本市笠部2-2-22
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高809
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林 正臣  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	一	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	一	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

- 4 変更した年月日  
平成31年3月15日
- 5 届出年月日  
令和元年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年2月3日から令和2年6月3日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友 笹部店  
松本市 笹部1-606-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町1-29-7ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町1-2-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)シナノポリ	窪田 国典	長野市稻里町牧1607-5
カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株)	増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿47-20-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)シナノポリ	窪田 国典	長野市稻里町牧1607-5
カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株)	増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿47-20-3

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カワフネ

松本市大字島内3782

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

令和元年12月26日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出について、次のとおり取下げ書の提出がありました。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 届出書の取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社タカサワマテリアル

佐久市野沢94-1

## 3 届出の取下げの年月日

令和2年1月10日

## 4 取下げの理由

変更しようとする駐車場出入口の数及び位置に誤りがあったため。

出することができます。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社タカサワマテリアル

佐久市野沢94-1

## 3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	5
出口	5	6
合計	9	11

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## 4 変更する年月日

令和元年11月30日

## 5 届出年月日

令和2年1月10日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月3日から令和2年6月3日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日）

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和2年2月3日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保 安 林 の 所 在 地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林	ha 2,077.11
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林	1,545.31
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	60.76
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林	2,011.42
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	337.76
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林	2,275.48
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	593.08
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林	3,211.76
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	885.36
木曽谷(木曽郡)	水源かん養保安林	3,349.33
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	277.12
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林	2,241.02
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	794.31
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林	220.23
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	118.01
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	348.90
	干害防備保安林	
	土砂流出防備保安林	76.40
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1 大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94

下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字 36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年2月3日

長野県長野建設事務所長 下里巖

1 (1) 許可番号

令和元年7月1日 長野県長野建設事務所指令元長建第47-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市大字寂蒔字大土腐451-4、451-9、451-18、451-19、451-20、451-21、451-22、451-23、451-24、451-25、451-26、451-27、454、460、460-2の内、461、462、463、464、464-1の内、465、465-2の内、466、468、469

大字内川字押堀1221-1の内、1221-5の内、1221-10、1222-1、1223-1、1224-1、1229-2、1229-3の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市栗田933-9

株式会社アセット50 代表取締役 山本孝夫

長野市大字鶴賀緑町1605-14

セレクトティア株式会社 代表取締役 阿部健一

2 (1) 許可番号

令和元年10月15日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字中子塚境1303-4、1302-9

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区蓮根2-18-9 ステイツ蓮根601

田口逸夫

都市・まちづくり課